



島根県報

平成24年6月1日（金）

号外第86号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第362号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	大東東出雲線	松江市東出雲町内馬1664番2地先から同町須田427番3地先まで	前	メートル 9.00～ 24.80	メートル 277.80	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	11.30～ 27.00	277.80	
〃	八重垣神社竹矢線	松江市大庭町1146番5地先から同町789番4地先まで	前	4.70～ 14.00	891.00	道路改良工事 拡幅
			後	12.30～ 30.90	891.00	
〃	布部安来線	安来市下吉田町字馬場222番3地先から同市柿谷町字種正425番3地先まで	前	9.60～ 34.20	1,111.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 交通安全工事 拡幅
			後	11.60～ 34.20	1,111.00	
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町西町八尾ノ四92番地先から同地先まで	前	11.50～ 19.80	34.30	隠岐支庁県土整備局 交通安全工事 拡幅
			後	15.80～ 22.90	34.30	

島根県告示第363号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島3732番4地先から同番7地先まで	メートル 186.00	平成24年 6月1日	雲南県土整備事務所	
〃	〃	飯石郡飯南町下来島3885番3地先から同1724番1地先まで	223.00	平成24年 6月1日		
県道	大東東出雲線	松江市東出雲町内馬1664番2地先から同町須田427番3地先まで	277.80	平成24年 6月1日	松江県土整備事務所	
〃	布部安来線	安来市柿谷町字種正423番1地先から同町字深坪463番1地先まで	200.00	平成24年 6月1日	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	
〃	佐田小田停車場線	出雲市佐田町一窪田1256番1地先から同1257番5地先まで	96.00	平成24年 6月1日	出雲県土整備事務所	
〃	一の瀬折居線	浜田市鍋石町522番2地先から同町523番12地先まで	172.00	平成24年 6月1日	浜田県土整備事務所	
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町西町八尾ノ四92番地先から同地先まで	34.30	平成24年 6月1日	隠岐支庁県土整備局	